

1 計画の背景

急速な少子化の進行は、今後のわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、国では少子化の流れを変えるため、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱からなる「少子化対策プラスワン」が取りまとめられました。

そして、これを具体化するため、平成15(2003)年7月に「次世代育成支援対策推進法」(以下「法」といいます。)及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、地方自治体及び企業において平成17年度から10年間に集中的・計画的な取組みを促進することとなりました。

この法では、すべての地方自治体と従業員300人を超える企業(300人以下の事業主については努力義務)に行動計画の策定が義務付けられました。

本市では、平成11年度に「京田辺市児童育成計画(キ・ラ・ラげんきっ子プラン)」を策定し、子育て支援等に取り組んできましたが、その前期計画期間を終えたところであり、国の策定指針を踏まえながら、新たに「京田辺市次世代育成支援行動計画」(以下「計画」といいます。)を策定しました。

2 計画の性格

本計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭、地域などを対象として、京田辺市が今後取り組むべき子育て支援策の方向性や目標を定めたもので、上位計画や関連計画との整合性を図りながら、母子保健、子育て支援、子どもの健全育成などの次世代育成支援のための総合的な計画として位置付けられます。

3 計画の期間

法は10年間の時限立法であり、本計画は前期の平成17(2005)年4月から平成22

(2010)年3月までの5年間を計画期間としています。なお、平成21年度末までに内容を見直し、後期計画（平成22年度から平成26年度）を策定します。

4 計画策定にあたっての取組み

「京田辺市次世代育成支援行動計画」の策定にあたっては、子育て中の約2,400世帯へのアンケート調査を実施し、4割を超える世帯から回答を得ました。

この結果の分析、検討のほか、市民や子育て等に関わる団体、有識者等で構成する「京田辺市次世代育成支援計画策定委員会」を設置し、さまざまな視点から検討を重ね、また、計画案に対するパブリックコメントを実施するなど市民参画による計画づくりを行いました。